第76回 税理士試験

〔 相 続 税 法 〕

熊本県試験会場用解答

11月2日（月）実施

資格の学校
TAC

第76回税理士試験（再試験）【熊本県】相続税法

Ｚ－76再－Ｅ〔第一問〕解　答

― 50点 ―

問１（30点）

次の[設例]に基づき、以下の⑴及び⑵の[問]に答えなさい。

[設例]

被相続人Ａは、令和８年４月に死亡した。その相続人は、配偶者Ｂ及び子Ｃであり、それぞれ次の財産を相続により取得した。

相続開始時においては、被相続人Ａ、配偶者Ｂ及び子Ｃはいずれも日本国籍を有し、日本国内に住所を有していなかったが、被相続人Ａ及び配偶者Ｂは平成23年10月まで日本国内に住所を有しており、子Ｃは平成31年４月まで日本国内に住所を有していた。

なお、解答に当たって、租税に関する条約及び小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の４）は考慮しないものとする。

１　配偶者Ｂが取得した財産

①　日本国内の土地（相続開始時の時価4,000万円）

②　日本国内の金融機関で購入した外国国債（相続開始時の時価2,000万円）

③　被相続人Ａが自宅（日本国外）で保管していた手持ち現金（相続開始時の時価500万円）

２　子Ｃが取得した財産

④　日本国外の土地（相続開始時の時価2,000万円）

⑤　日本国内の金融機関の営業所で受け入れた預金（相続開始時の時価1,000万円）

[問]

⑴　配偶者Ｂ及び子Ｃの相続税の納税義務者の区分、課税財産の範囲及び課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

（注）　納税義務者の区分とは、居住無制限納税義務者（相続税法第１条の３第１項第１号）、非居住無制限納税義務者（同項第２号）、居住制限納税義務者（同項第３号）、非居住制限納税義務者（同項第４号）又は特定納税義務者（同項第５号）の区分をいう。

⑵　配偶者Ｂ及び子Ｃの相続税の納税地について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

⑴①　相続税の納税義務者の区分、課税財産の範囲及び課税価格

イ　配偶者Ｂ　4

被相続人Ａは、相続開始の時に法施行地に住所を有しておらず、相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないため、非居住被相続人に該当する。

配偶者Ｂは、相続開始の時において法施行地に住所を有しておらず、また、日本国籍を有しているが相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがなく、法施行地にある財産を取得しているため、非居住制限納税義務者に該当する。非居住制限納税義務者の課税財産の範囲は相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものとなるため、日本国内の土地4,000万円が相続税の課税価格に算入される。したがって、相続税の課税価格は4,000万円となる。

ロ　子Ｃ　3

子Ｃは、相続開始の時に法施行地に住所を有していないが、日本国籍を有しており、相続開始前10年以内に法施行地に住所を有していたことがあるため、非居住無制限納税義務者に該当する。非居住無制限納税義務者の課税財産の範囲は相続又は遺贈により取得した全ての財産となるため、日本国外の土地2,000万円及び預金1,000万円が相続税の課税価格に算入される。したがって、相続税の課税価格は3,000万円となる。

②　関連する条文

イ　相続税の納税義務者

次の者は、相続税を納める義務がある。1

(ｲ) 非居住無制限納税義務者（法１の３①二）4

相続又は遺贈により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

㋑　日本国籍を有する個人で次のもの

a　相続の開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

b　相続の開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

㋺　日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(ﾛ) 非居住制限納税義務者（法１の３①四）3

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(ｲ)の者を除く。）

ロ　相続税の課税財産の範囲

(ｲ) 無制限納税義務者（法２①）2

相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

(ﾛ) 制限納税義務者（法２②）2

相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し、相続税を課する。

ハ　相続税の課税価格

(ｲ) 無制限納税義務者（法11の２①）2

相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(ﾛ) 制限納税義務者（法11の２②）2

相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

ニ　非居住被相続人の意義（法１の３③三）2

相続開始の時において法施行地に住所を有していなかった被相続人で、その相続の開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続の開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

⑵①　相続税の納税地 2

配偶者Ｂ及び子Ｃは法施行地に住所を有していないため、納税地を定めて、所轄税務署長に申告しなければならない。申告がない場合には、国税庁長官が納税地を指定し、納税義務者に通知することとなる。

②　関連する条文（法62②）3

納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

問２（20点）

次の[設例]に基づき、以下の[問]に答えなさい。

[設例]

Ｘは、令和８年５月に配偶者ＹからＸと配偶者Ｙが居住の用に供する家屋（贈与時の時価2,900万円）の贈与を、令和８年６月にＸの父Ｚから社債（贈与時の時価100万円）の贈与を受けた。なお、父Ｚからの贈与について、相続時精算課税（相続税法第21条の９）の適用は予定していない。

[問]

贈与税の計算に当たって適用が考えられる制度（優遇措置）の内容及びその手続と、その制度を適用したＸの納付すべき贈与税額について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

（注）　納付すべき贈与税額の計算に当たっては、〔第二問〕の【資料３】を参照すること。

⑴　適用が考えられる制度（優遇措置）の内容及びその手続 3

贈与により配偶者Ｙから居住用不動産を取得したＸは、翌年３月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、その後も引き続き居住する見込みである場合には、贈与税の配偶者控除の規定により、贈与税の課税価格から2,000万円まで控除できる。

適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して提出することが必要となる。

⑵　Ｘの納付すべき贈与税額 4

配偶者Ｙから贈与を受けた家屋について贈与税の配偶者控除を適用すると、贈与税の課税価格は1,000万円（2,900万円＋100万円－2,000万円）となる。また、税率については、配偶者Ｙから贈与により取得した家屋については一般税率を、父Ｚから贈与により取得した社債については特例税率を用いるため、令和８年分の納付すべき贈与税額は2,256,000円となる。

⑶　関連する条文

①　内容（法21の６①） 10

その年において贈与によりその者との婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産又は金銭を取得した者（その年の前年以前のいずれかの年においてその配偶者から取得した財産につきこの規定の適用を受けた者を除く。）が、その取得の日の属する年の翌年３月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から2,000万円（その居住用不動産の価額に相当する金額とその金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が2,000万円に満たない場合には、その合計額）を控除する。

②　手続（法21の６②③） 3

イ　①の規定は、贈与税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書に、次の事項を記載した書類その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

(ｲ) 控除を受ける金額

(ﾛ) 控除に関する事項

(ﾊ) 控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につきこの規定の適用を受けていない旨

ロ　イの規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ｚ－76再－Ｅ〔第二問〕解　答

1　各相続人等の相続税の課税価格の計算（43点）

⑴　遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（18点）　（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地Ｅ	配偶者乙	2　91,257,600	400,000×0.97×※0.98×240㎡＝91,257,600 ※　$2 \leqq \frac{24\text{m}}{10\text{m}} = 2.4 < 3$　∴　0.98
家屋Ｆ	配偶者乙	15,000,000	15,000,000×1.0＝15,000,000
宅地Ｇ	子　A	2　157,747,200	(600,000×1.00＋400,000×1.00×0.08)×312㎡×$\frac{80}{100}$＝157,747,200
宅地Ｉ及び雑種地Ｊ	子　B	2　158,883,200	410,000×1.00×(320㎡＋128㎡)×(1－60％×30％×$\frac{75\text{㎡}\times 3\text{室}}{75\text{㎡}\times 4\text{室}}$) ＝158,883,200
家屋Ｋ	子　B	1　15,500,000	20,000,000×(1－30％×$\frac{75\text{㎡}\times 3\text{室}}{75\text{㎡}\times 4\text{室}}$)＝15,500,000
雑種地Ｌ	子　A 子　B	1　56,975,985 1　56,975,985	※1　※2　※3 250,000×1.00×0.99×0.79×620㎡＝121,225,500 ※4 121,225,500×0.94＝113,951,970 113,951,970×$\frac{1}{2}$＝56,975,985 ※1　$\frac{620\text{㎡}}{35\text{m}} = 17.71\cdots\text{m} < 20\text{m}$　∴　17.71…m→1.00 ※2①　500㎡≦620㎡＜750㎡　∴　地積区分Ｂ ②　$\frac{700\text{㎡}-620\text{㎡}}{35\text{m}\times 20\text{m}(=700\text{㎡})} = 11.42\cdots\% \geqq 10\%$ ③　①、②より0.99 ※3①　500㎡≦620㎡＜1,000㎡　∴　Ⓑ0.95　Ⓒ25 ②　$\frac{620\text{㎡}\times 0.95+25}{620\text{㎡}}\times 0.8 = 0.79$(小数点以下第２位未満切捨) ※4　$30\% \leqq \frac{10\text{m}\times 20\text{m}}{620\text{㎡}} = 32.25\cdots\% < 60\%$、200％　∴　0.94
構築物Ｍ	子　A 子　B	1　644,000 644,000	(5,200,000－3,360,000)×$\frac{70}{100}\times\frac{1}{2}$＝644,000
Ｈ社株式			１株当たりの価額については、⑵で計算すること。
	子　A	1　59,680,200	17,553×3,400株＝59,680,200
	子　B	1　5,265,900	17,553×300株＝5,265,900
	養子　C	1　52,659,000	17,553×3,000株＝52,659,000
(配当期待権　)	子　A	1　270,572	100×(１－20.42％)×3,400株＝270,572
	子　B	1　23,874	100×(１－20.42％)×300株＝23,874
	養子　C	1　238,740	100×(１－20.42％)×3,000株＝238,740
定期預金Ｎ	子　B	2　30,036,840	30,000,000＋30,000,000×0.25％×$\frac{225\text{日}}{365\text{日}}$（円未満切捨） ×(１－20.315％)＝30,036,840 ※　源泉徴収税額円未満切捨
その他の財産	配偶者乙	300,000	墓碑は相続税の非課税財産。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

⑵　遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（10点）

イ　評価方式の判定

$\dfrac{67個(A)+3個(B)+30個(C)}{100個}=100\%>50\%\geqq25\%$

∴　Ａ、Ｂ及びＣは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、原則的評価方式。

ロ　資産及び負債の計算　（単位：千円）

計　算　過　程
「合計」については、ハで計算すること。
(ア)　30,000×1.0＝30,000 [1]
(イ)　$(600\times1.00+400\times1.00\times0.08)\times312㎡\times\dfrac{20}{100}$ ＝39,436(千円未満切捨) [1]
(ウ)　38,000 [1]
(エ)　0 [1]
(オ)　20,000＋(900－150×６月)＝20,000 [1]
(カ)　(38,000－11,580－20,000－900)×38%＝2,097(千円未満切捨) [1]

ハ　１株当たりの価額の計算　（単位：円）

計　算　過　程
①　類似業種比準価額
イ　１株当たりの資本金等の額
10,000,000÷10,000株＝1,000
ロ　１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
10,000,000÷50＝200,000株
ハ　Ⓑの金額
$\dfrac{(2,000,000-1,000,000+1,000,000)\div2}{200,000株}=5$
ニ　Ⓒの金額
35,000,000＞(35,000,000＋40,000,000－10,000,000)÷２＝32,500,000
∴　$\dfrac{32,500,000}{200,000株}$ ＝162(円未満切捨)
ホ　Ⓓの金額
$\dfrac{10,000,000+328,524,000}{200,000株}$ ＝1,692(円未満切捨)
ヘ　類似業種比準価額
※1 $490\times\dfrac{\dfrac{5}{12.0}(※2\ 0.41)+\dfrac{162}{66}(※2\ 2.45)+\dfrac{1,692}{590}(※2\ 2.86)}{3}(※2\ 1.90)\times0.6=558.6$
$558.6\times\dfrac{1,000}{50}$ ＝11,172 [2]
※１　612、600、596、538、490　　∴　490
※２　小数点以下２位未満切捨

ハ　１株当たりの価額の計算（続き）　　（単位：円）

計　算　過　程
②　純資産価額 イ　※１ ※２ 617,785,000－242,097,000＝375,688,000 ※１　510,349,000＋30,000,000＋39,436,000＋0＋38,000,000＝617,785,000 ※２　220,000,000＋0＋20,000,000＋2,097,000＝242,097,000 ロ　※３ ※２ 605,349,000－242,097,000＝363,252,000 ※３　510,349,000＋57,000,000＋0＋0＋38,000,000＝605,349,000 ハ　$\frac{\text{イ}-(\text{イ}-\text{ロ})\times 38\%\text{(千円未満切捨)}}{10,000\text{株}}$＝37,096 2 ③　原則的評価方式による評価額 ※ 11,172×0.75＋37,096×(１－0.75)＝17,653 ※　11,172＜37,096　　∴　11,172 ④　評価額の修正 17,653－100＝17,553

⑶　小規模宅地等の特例の計算（２点）　　（単位：円）

計　算　過　程
①　特例対象宅地等（対象資産及び減額割合2） 乙（特定居住用宅地等）　91,257,600÷240㎡×$\frac{80}{100}$×330＝100,383,360 A（特定同族会社事業用宅地等）　157,747,200÷312㎡×$\frac{80}{100}$×400＝161,792,000 ※２ ※１ B（貸付事業用宅地等①）　112,963,200÷336㎡×$\frac{50}{100}$×200＝33,620,000 ※１　(320㎡＋128㎡)×$\frac{75㎡\times 3室}{75㎡\times 4室}$＝336㎡ ※２イ　410,000×1.00×(320㎡＋128㎡)＝183,680,000 ロ　183,680,000×$\frac{336㎡}{320㎡+128㎡}$×(１－60%×30%)＝112,963,200 ※３ A（貸付事業用宅地等②）　56,975,985÷310㎡×$\frac{50}{100}$×200＝18,379,350 ※３　620㎡×$\frac{1}{2}$＝310㎡ ※３ B（貸付事業用宅地等③）　56,975,985÷310㎡×$\frac{50}{100}$×200＝18,379,350 ②　特例対象宅地等の減額計算 併用計算有利であるため、調整計算省略。 乙　91,257,600×$\frac{240㎡}{240㎡}$×$\frac{80}{100}$＝73,006,080 A　157,747,200×$\frac{312㎡}{312㎡}$×$\frac{80}{100}$＝126,197,760

特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地E	配偶者乙	73,006,080
宅地G	子　A	126,197,760

⑷　分割財産の価額の計算　　（単位：円）

配偶者乙　$120,000,000\times\frac{1}{2}=60,000,000$

子Ａ　$120,000,000\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=20,000,000$

子Ｂ　$120,000,000\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=20,000,000$

養子Ｃ　$120,000,000\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=20,000,000$

⑸　課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算　　（単位：円）

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙	730,000	230,000＋500,000＝730,000
	子Ａ	3,200,000	$1,200,000+1,600,000\times\frac{1}{2}+1,200,000=3,200,000$
	子Ｂ	1,640,000	$840,000+1,600,000\times\frac{1}{2}=1,640,000$
葬式費用	子Ａ	4,200,000	3,000,000＋500,000＋700,000＝4,200,000

⑹　相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算　　（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	子Ｂ	10,000,000	
	養子Ｃ	10,000,000	
同上の非課税金額			①　5,000,000×４人＝20,000,000
			②　10,000,000＋10,000,000＝20,000,000
	子Ｂ	△10,000,000	③　①≧②　　∴　20,000,000
	養子Ｃ	△10,000,000	
(生命保険契約に関する権利)	孫Ｄ	3,000,000	
退職手当金等	子Ａ	20,000,000	※ 20,000,000＋0＝20,000,000 ※　900,000≦150,000×６月　　∴　0
同上の非課税金額	子Ａ	△20,000,000	5,000,000×４人＝20,000,000≧20,000,000　　∴　20,000,000

⑺　課税価格に加算する贈与財産の価額の計算　　（単位：円）

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
令和５年	養子Ｃ	1,000,000	
	孫Ｄ	1,000,000	
令和７年	子Ａ	973,500	295×3,300株＝973,500
	養子Ｃ	550,000	※ 1,100,000－550,000＝550,000(相続時精算課税適用財産) ※　$1,100,000\times\frac{1,100,000}{1,100,000+1,100,000}=550,000$
	孫Ｄ	0	1,100,000－1,100,000＝0(相続時精算課税適用財産)

⑻　各相続人等の課税価格の計算（13点）　　（単位：円）

区分＼相続人等		配偶者乙	子Ａ	子Ｂ	養子Ｃ	孫Ｄ
相続又は遺贈による取得財産		93,551,520	169,120,197	287,329,799	72,897,740	
みなし取得財産	生命保険金等			[1] 0	0	
	(生命保険契約に関する権利)					[1] 3,000,000
	退職手当金等		[1] 0			
(相続時精算課税適用財産)					[2] 550,000	0
債務控除	債務	[2] △730,000	△3,200,000	△1,640,000		
	葬式費用		△4,200,000			
純資産価額		92,821,520	161,720,197	285,689,799	73,447,740	3,000,000
(生前贈与加算額)			[2] 973,500		[2] 1,000,000	[2] 1,000,000
課税価格(1,000円未満切捨て)		92,821,000	162,693,000	285,689,000	74,447,000	4,000,000

２　納付すべき相続税額の計算（７点）

⑴　相続税の総額の計算（２点）

課税価格の合計額	遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円 619,650	千円 30,000＋6,000×４人＝54,000	千円 565,650

法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円 282,825	円 100,271,250
子　Ａ	$\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=\frac{1}{6}$	94,275	21,282,500
子　Ｂ	$\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=\frac{1}{6}$	94,275	21,282,500
養子Ｃ	$\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}=\frac{1}{6}$	94,275	21,282,500
合計　４人	1		(100円未満切捨て) 164,118,700　円

（注）法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額ができて[2]

⑵　各相続人等の納付すべき相続税額の計算（２点）　　（単位：円）

区分＼相続人等		配偶者乙	子A	子B	養子C	孫D
算出税額		24,584,300	43,090,395	75,666,759	19,717,816	1,059,428
加算又は減算	相続税額の２割加算額				3,943,563	211,885
	贈与税額控除額				1　△45,000	1　△45,000
	配偶者の税額軽減額	△24,584,300				
納付税額（100円未満切捨て）		0	43,090,300	75,666,700	23,616,300	1,226,300

(注)　相続税額の２割加算額及び控除額の計算過程は次の⑶に記載する。

⑶　相続税額の２割加算額及び控除額の計算（３点）　　（単位：円）

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の２割加算額（対象者2）	養子C	3,943,563	$19,717,816\times\frac{20}{100}=3,943,563$
	孫D	211,885	$1,059,428\times\frac{20}{100}=211,885$
贈与税額控除額	養子C	45,000	$(1,000,000+1,000,000-1,100,000)\times10\%=90,000$ $90,000\times\frac{1,000,000}{1,000,000+1,000,000}=45,000$
	孫D	45,000	$(1,000,000+1,000,000-1,100,000)\times10\%=90,000$ $90,000\times\frac{1,000,000}{1,000,000+1,000,000}=45,000$
配偶者の税額軽減額（計算パターン1）	配偶者乙	24,584,300	①　24,584,300 ②イ　$619,650,000\times\frac{1}{2}=309,825,000\geqq160,000,000$ ∴　309,825,000 ロ　92,821,000 ハ　イ＞ロ　∴　92,821,000 ニ　$164,118,700\times\frac{92,821,000}{619,650,000}=24,584,300$ ③　①≦②ニ　∴　24,584,300

▸予想配点◂

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

●合否のポイント

想像を絶する困難と不安の中、モチベーションを維持するのが非常に難しい数カ月だったことでしょう。そのような状況で、気持ちを切らさずに学習を継続し、受験されたこと、本当にお疲れ様でした。まずは、ゆっくり休んで英気を養ってください。

第一問（理論）

問１、問２の２題とも事例問題であること、また、暗記した条文を答えるだけでなく、事例に則した説明をしなければならないこと等、近年の傾向どおりの出題であった。

問１は、納税義務について問う問題であったが、難易度は標準的であったため、正確に解答を挙げる必要があったと思われる。納税地については正確に記述できない可能性が高いため、⑴でどれだけ得点できるかがポイントとなるであろう。

問２は、贈与税の配偶者控除を中心とした贈与税額の計算を問う問題であった。婚姻期間や居住要件といった指示が不足しているため、適用の有無を推定することとなるが、規定を挙げることは容易であった。そのため、贈与税額の算定において一般税率と特例税率の使い分けができるかどうかがポイントとなるであろう。

第二問（計算）

全体的に間違えやすい論点が多く、相続税法基本通達の論点も出題されていたため、基礎論点を取りこぼすことなく正答することが合格の鍵となるであろう。

●合格ライン

〔第一問〕

ボーダーラインは38点程度であると思われる。

〔第二問〕

ボーダーラインは30点程度であると思われる。

ボーダーラインは68点程度であると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

⑴　合格発表前

TAC 配点での得点	次年度のコース等選択案
68点以上	次の科目の「**速修コース（※２）**」に進みましょう。 なお、すでに次の科目の学習を始めている方は、その科目の学習を継続してください。
67点未満	現在の実力（成果・基盤）をしっかりと維持し、強固な土台を固めておくことをお勧めします。 ⇒「**Re-Start ゼミ（オプション講座）**」（又は自主学習） 又は年内上級演習

※１　合格発表があるまでは合否は分かりません。上記を進路の決定にあたって参考になさって下さい。

※２　比較的時間に余裕がある方は、年内から開講しているコースを追いかけて履修することもご検討ください。

⑵　合格発表後

結　果	次年度のコース等選択案
合　格	次の科目の「**速修コース**」に進みましょう。
不合格	残念ながら再チャレンジとなった場合、コース選択の判断の際は、本試験の評点等を目安にしてください。 ① 本試験の評点が59点～50点の場合 ⇒「**上級コース**」で実践力を養成してください。（＋α Re-Start**ゼミ（オプション講座）**） ② 本試験の評点が0点～49点の場合 ⇒「**速修コース**」で基本項目の再確認を行いましょう。 【補足】 27年目標は、生前贈与加算に変更があります。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。

上級コース

速修コース

Re-Start ゼミ